

# 香川県報



号 外

平成 16 年

2 月 29 日 (日曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 告 示

家畜伝染病予防法施行細則の規定による家畜及び物品等の移入の禁止

（畜産課）

一

## 告 示

香川県告示第百十九号の二

家畜伝染病予防法施行細則（昭和五十二年香川県規則第二十八号）第七条第一項の規定により、次のとおり家畜及び物品等の県内への移入を禁止する。

平成十六年二月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 一 移入禁止の目的

京都府船井郡丹波町の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザが発生し、そのまん延を防止するため

### 二 対象となる家畜等

鶏、あひる、七面鳥及びうずら並びにそれらの死体又は高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品

### 三 移入禁止の期間

平成十六年二月二十九日から当分の間

### 四 移入を禁止する対象となる区域

京都府京都市西京区（大原野外畑町並びに大枝沓掛町と大原野北春日町と亀岡市の境界点を起点として大枝沓掛町と大枝北沓掛町一丁目と大枝北沓掛町三丁目の境界点、大

枝北沓掛町一丁目と山田捻木尾と御陵北大枝山町の境界点及び西京区と右京区嵯峨天竜寺芒ノ馬場町と右京区嵯峨尾ノ尾町の境界点を順次直線で結んだ線の西側の区域に限る。）、京都市右京区（嵯峨天龍寺芒ノ馬場町、嵯峨天龍寺北造路町、嵯峨天龍寺瀬戸川町、嵯峨釈迦堂大門町、嵯峨大覚寺門前井頭町、嵯峨大覚寺門前宮ノ下町、嵯峨大覚寺門前堂ノ前町、嵯峨大沢柳井手町、北嵯峨八丈町、北嵯峨洞ノ内町、北嵯峨赤阪町、北嵯峨朝原山町、梅ヶ畑向ノ地町、梅ヶ畑上ノ町、梅ヶ畑中縄手町、梅ヶ畑宮ノ口町、梅ヶ畑高鼻町、鳴滝三本松及び鳴滝沢の区域の西側境界線の西側の区域に限る。）、京都市北区（杉沢、中川、小野、真弓及び大森の区域に限る。）、福知山市（旭が丘、字天田、宇生野、宇池田、宇石原、宇猪崎、宇市寺、宇鑄物師、宇若崎、宇若間、大字印内、宇上野、字裏ノ、駅南町一丁目、駅南町二丁目、駅南町三丁目、駅前町、大池坂町、字大内、字岡ノ、字興、字長田、長田野町一丁目、長田野町二丁目、長田野町三丁目、字鍛冶、字上紺屋、字上新、字上柳、宇川北、宇観音寺、大字私市、北平野町、字京、駒場新町一丁目、駒場新町二丁目、駒場新町三丁目、字呉服、字坂室、字篠尾、篠尾新町一丁目、篠尾新町二丁目、篠尾新町三丁目、篠尾新町四丁目、字下紺屋、字下新、字下柳、字正後寺、字正明寺、昭和新町、昭和町、末広町一丁目、末広町二丁目、末広町三丁目、末広町四丁目、末広町五丁目、末広町六丁目、宇田野、字土、字寺、字多保市、字戸田、字内記、字中、中坂町、字中ノ、長山町、字西、西長、西平野町、字萩原、萩原新町、字土師、土師新町一丁目、土師新町二丁目、土師新町三丁目、土師新町四丁目、土師宮町一丁目、土師宮町二丁目、字東長、東羽合町、東平野町、字菱屋、広峯町、大字報恩寺、字堀、字堀越、字前田、前田新町、緑ヶ丘町、南岡町、南平野町、字三俣、字宮、字室、大字山野口、夕陽が丘、字和久市及び和久市町の区域に限る。）、舞鶴市（大字真倉、大字池の内下及び大字岸谷の区域に限る。）、綾部市、亀岡市、北桑田郡京北町（大字下黒田、大字宮、大字上黒田、大字片波、大字灰屋及び大字芹生の区域を除く。）、及び美山町（大字知見、大字江和、大字田歌、大字芦生、大字白石及び大字佐々里の区域を除く。）、船井郡園部町、八木町、丹波町、日吉町、瑞穂町及び和知町、天田郡三和町並びに加佐郡大江町（字南山の区域に限る。）、大府府豊能郡のうち豊能町及び能勢町、高槻市のうち杉生、中畑、出灰、田能及び二科、茨木市（京都府亀岡市と茨木市との境界と府道豊中亀岡線との交点を起点として、

当該起点から府道豊中龜岡線北側境界線に沿って南西に進み、林道西谷線との交差点に至り、当該交差点から林道西谷線北側境界線に沿って西に進み、茨木市と豊能郡豊能町との境界線に至る線より北側に位置する区域に限る。(並びに箕面市(豊能郡豊能町と箕面市との境界線と府道茨木能勢線との交点を起点とし、当該起点から府道茨木能勢線西側境界線に沿って南に進み、市道箕面五月山線との交差点に至り、当該交差点から市道箕面五月山線北側境界線に沿って西に進み、池田市と箕面市との境界に至る線より北側に位置する区域に限る。)

平成十六年二月二十九日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています